

児童手当受給者の皆さんへ

児童手当制度が 拡充します



児童手当法の改正により、令和6年10月分（令和6年12月支給分）から制度が拡充されます。

改正の概要

所得制限を撤廃

所得上限限度額を超過していた方も支給対象になります。

支給期間を延長

これまでは中学生（15歳到達後の最初の年度末まで）以下が支給対象でしたが、10月分からは高校生年代（18歳到達後最初の年度末まで）も支給対象になります。

第3子以降の支給額を増額

これまでの月額15,000円から月額30,000円に増額になります。

第3子以降の子どもの数え方を見直し

上の子について、高校生年代までをカウント対象という扱いを見直し、親などの経済的負担がある場合は22歳年度末までカウント対象となります。

支給回数が増加

年3回（2月、6月、10月）から年6回偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に変更となります。
※制度改正後の初回支給は12月13日（金）（令和6年10～11月分）です。

支給額の例（子どもが3人の場合） 「改正前」：令和6年9月分まで 「改正後」 令和6年10月分から

子どもの年齢	20歳		17歳		13歳	
改正前後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
子どもの数え方	算定対象外	第1子	第1子	第2子	第2子	第3子
支給月額	支給対象外	支給対象外	支給対象外	10,000円	10,000円	30,000円

改正に伴い手続きが必要な方

現在、中学生以下の子を養育していて児童手当を受給している方は、改めての申請手続きは不要です。
ただし、次の4つのいずれかに該当する方は**手続きが必要**です。

1. 中学生以下の子を養育しているが、所得上限限度額以上により現在手当を受給していない方
2. 高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）の子のみ養育している方
3. 高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）の子と22歳到達後の最初の年度末までの子を合わせて、3子以上養育している方
4. 養育者と養育している高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）の子の住所が別の方

町では確認できる世帯には通知をお送りしていますので、同封の手続き確認フローの内容を確認のうえ、必要書類を福祉健康課へ提出してください。

▶ 提出期限 11月15日（金）◀



※提出期限までに申請がない場合は、令和6年12月の支給に間に合わない場合があります。
※制度改正に伴う申請の**最終期限は令和7年3月31日（月）**です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分にさかのぼっての児童手当の支給はできませんのでご注意ください。